

資料2-13 下水道普及状況（平成23年度末）

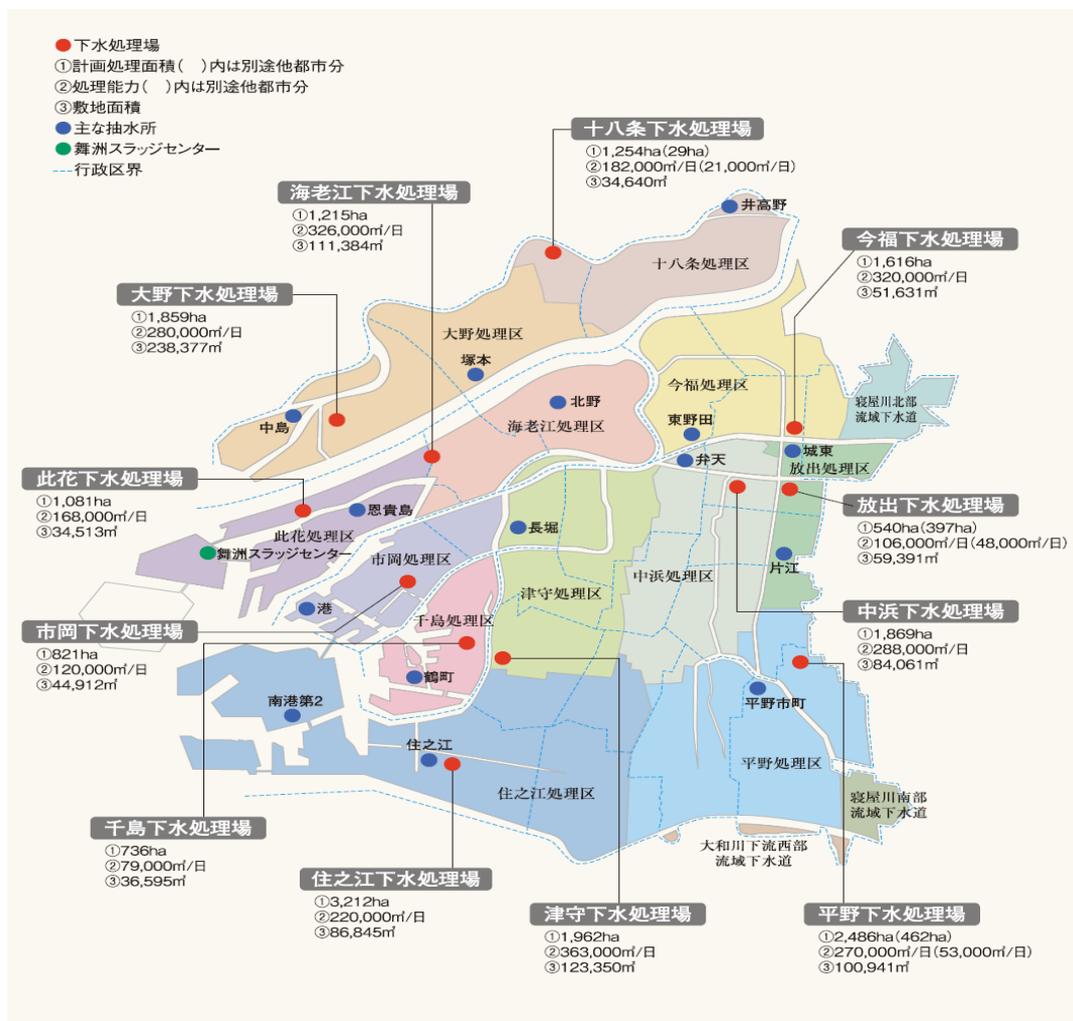
処理面積	190.52 km ²
処理区域面積普及率	99.2%
	(市陸地面積191.97 km ²)
処理人口普及率	99.9%
下水管渠延長	4,887 km
下水処理場	12 か所
抽水所	58 か所
下水処理能力	2,844 千m ³ /日

資料2-14 高度処理施設整備状況（平成23年度末）

高度処理施設	処理能力
急速ろ過池	347.2 千m ³ /日
嫌気好気法への改良	1,509.1 千m ³ /日
担体利用窒素除去法の導入	14.5 千m ³ /日

資料2-15 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料 2-16 下水処理状況（平成 23 年度）

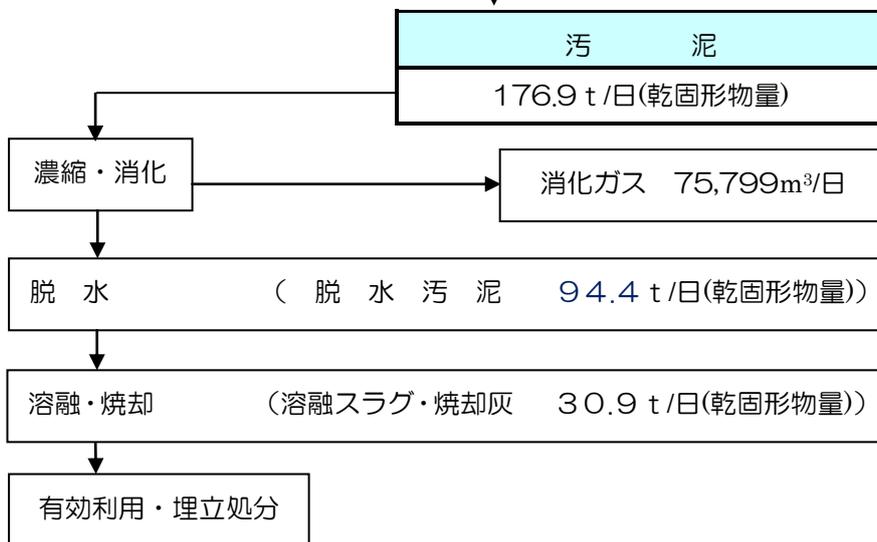
【水処理】

流 入		
二次処理水量 1,741,544 m ³ /日		
	水質(mg/L)	負荷量(t/日)
SS	110	183.9
BOD	130	224.4
COD	69	120.6
全窒素	25	43.0
全りん	3.1	5.2

放 流		
	水質(mg/L)	負荷量(t/日)
SS	4	7.5
BOD	6.3	10.9
COD	11	18.4
全窒素	11	19.4
全りん	0.5	0.8

水質は市内12下水処理場における年間平均水質の加重平均値を示す。

【汚泥処理】



資料 2-17 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数（平成 24 年 3 月末）

水域	行政区	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	17		19
	淀川	1	1		2
	東淀川		1		1
大阪市内河川	北		2		2
	福島		1		1
	此花	1	28		29
	港		2		2
	大正	5	8	1	14
	住之江	1	3		4
	西成		1	1	2
寝屋川	旭	1			1
	城東	1	3		4
	鶴見				
	中央		1		1
大和川	平野		6		6
計		12	74	2	88

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例に基づきます。
 2. 大阪市内 12 下水処理場を含みます。

資料2-18 立入指導等の状況(平成23年度)

	公共用水域へ 排水する事業場	公共下水道へ 排水する事業場
立入事業場件数	75	6,120
水質基準超過件数	0	121
排水の一時停止命令	0	0
改善命令	0	1
改善勧告	0	2
その他指示	0	325

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料2-19 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成23年度)

水域	法律・条例 瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
淀川			
神崎川上流			
神崎川下流	3	19	
寝屋川	1	12	
大阪市内河川	12	61	2
大和川上流			
合計	16	92	2

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料2-20 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成24年3月末)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	179	179
都島	78	63
福島	76	62
此花	103	121
中央	133	125
西	70	65
港	90	59
大正	85	80
天王寺	65	51
浪速	61	41
西淀川	150	199
淀川	181	170
東淀川	126	97
東成	161	143
生野	182	131
旭	76	45
城東	131	116
鶴見	102	86
阿倍野	67	33
住之江	116	139
住吉	79	35
東住吉	119	71
平野	212	171
西成	95	76
合計	2,737	2,358

(注)公共用水域へ排水する事業場を含みません。